

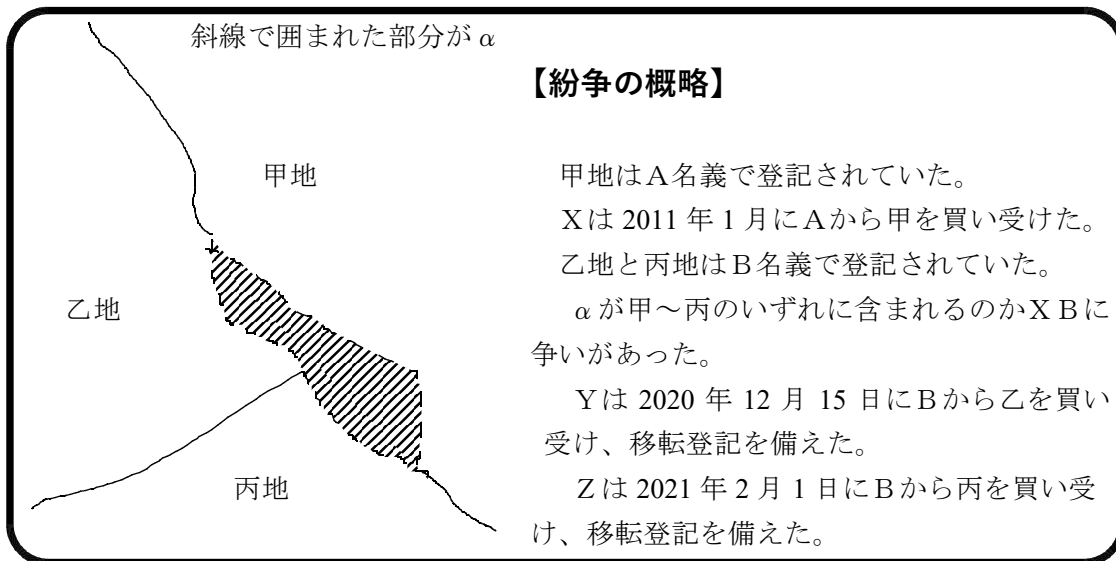
## 第1回中間到達度確認試験

松岡 久和

次の事実を読んで下記の設問1および2に答えなさい。

### 1 設問1の事実

1. 本件係争地 $\alpha$ を含む山林甲は、A名義で登記されたAの所有地であった。
2. 2011年1月5日、Xは、甲をAから買い受け、代金を支払って同月末までに引渡しを受け、以後、 $\alpha$ を含む甲地につき、樹木を植栽したり、甲地への通路部分に「X所有地。行き止まりにつき進入禁止」とする立て札を数か所に立ててきた。しかし、Aの事情で、Xへの移転登記は行われなかった。
3. 2014年頃から $\alpha$ の地域から高価な松茸が多数採取できるようになり、近隣では「Xさんの松茸」と評判を呼んで、Xの懐を潤していた。ところが、2019年頃より、甲と隣接する乙・丙両地を所有していたBが、 $\alpha$ は乙地・丙地に含まれるので、松茸の採集を止めるようXに求めた（下図を参照）。
4. 2020年12月15日、 $\alpha$ が甲地の一部か乙地・丙地の一部かについて決着がつかないまま、Bは、乙地をYに、2021年2月1日に丙地をZに、それぞれ売却して直ちに移転登記がされた。



5. Yは、乙地を買い受けた際、BX間の紛争を知らなかった。
6. Zは、Xと同じ地域に住んでいるので、「Xさんの松茸」のことやBX間の紛争も知っていたが、遠い姻戚関係のあるBに同情し、Bの言い分が正しいと思って丙地を買い受けた。

上記1から6までの事実をふまえ、2021年10月29日にXから、この事件について、もし裁判になればどうなるかとの相談を受けた弁護士として、次の問に答えなさい。なお、いずれの問についても、境界確定訴訟については論じなくてもよいものとする。

民法展開演習（HA・HB共通）中間到達度確認(1)

問(1)  $\alpha$ が甲地に含まれる場合、XとYおよびZとの権利関係はどうなるか。

問(2)  $\alpha$ が甲地に含まれない場合、XとYおよびZとの権利関係はどうなるか。

さらに次の7から12までの事実が生じた。これをふまえて下記の問題に答えなさい。

II 設問2の事実

7. 2021年11月、YおよびZに対して権利の主張ができるかどうか危うくなってきたXは、売主Aの責任を問題にすることにした。Aは、境界線を曖昧なまま甲をXに売ったことに申し訳なさを感じていたこと、および、居住地の町会議員をつとめていて、Xとの対立を避けたいと思ったことから、同年12月1日、甲を売却時の300万円でXから買い取る旨を合意し、書面にした。
8. 同合意の際に、Aが代金支払を2022年1月10日まで待ってもらう代わりに、叔父CがAの保証人となることを約し、CはXとの間で書面による保証契約を締結した。
9. 2022年1月4日、Aが死去した。Aの妻DとAD間のひとり息子E（遠方に居住）がAの相続人であるが、7の合意についてEは知らなかった。
10. 同年2月1日以降、Xは、毎年、Cに対して300万円の支払を求めたが、Cは保証債務を負っていることを認めたものの支払ができる状態でない、と返事した。
11. 2026年12月29日、Aの7回忌法要が営まれてEが帰郷しているのを見計らって、XはDとEに300万円の支払を請求した。Dは、Aが亡くなってから生活が苦しくて支払ができず申し訳ないと答えた。これに対して、Eは、回答を保留した。
12. 2027年2月1日、XはCに対して300万円の支払を求める訴えを提起した。Cは、①2の売買契約によってAは責任を負わなかったはずであること、また、仮にAの責任が生じていたとしても契約締結から10年以上経過しておりAは免責されるべきであった。しかし、Aは、自らの責任を誤認して7の合意を行ったものであるから取消しが可能であり、DとEは同月2日にXに対して取消しの意思表示をした。②7の合意からすでに長期間を経過しておりDEの支払債務は存在しない、などと主張して争った。

問 現在時点を2027年3月1日とする。上記1から12までの事実をふまえ、Cの12の主張①および②の可否をふまえて、XのCに対する請求の可否を論じなさい。